

議案第127号

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第2(第3条関係)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市個人番号の利用等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく<u>特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p><u>第4条 番号法第19条第10号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報を求めたときは、当該情報提供機関は、当該特定個人情報を提供することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により特定個人情報の提供を受けた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第2(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>別表第3(第4条関係)</u> (略)</p>